参考資料１

高齢者虐待に関する調査結果について（令和６年度分）

厚生労働省による高齢者虐待対応状況等の全国調査について、県分の調査結果については、次のとおりです。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているので、内訳の合計が１００％に合わない場合があります。

＜宮城県の調査結果推移＞　（件）

類型		区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	**令和６年度**
1	養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報	24	24	27	**32**
		虐待の事実あり	2	8	10	**7**
2	養護者による高齢者虐待	相談・通報	951	900	1022	**1143**
		虐待の事実あり	485	476	481	**506**
合計		相談・通報	924	975	1049	**1175**
		虐待の事実あり	484	487	491	**513**

（注）養介護施設従事者等…老人福祉法又は介護保険法に規定する施設等での業務に従事する者

養護者…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者

１　養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

（１）　相談・通報件数

（表１）　（件）

令和５年度	令和６年度	増減（％）
27	32	5（18.5％）

（２）　相談・通報者

「当該施設・事業所職員」が４８．５％と最も多くなっている。

（表２）（複数回答）

	令和５年度		令和６年度	
	人	比率（％）	人	比率（％）
本人	1	3.1	0	0
家族・親族	2	6.3	4	12.1
当該施設・事業所職員	11	34.4	16	48.5
当該施設・事業所元職員	7	21.9	3	9.1
施設・事業所の管理者	3	9.4	6	18.2
医療機関従事者（医師含）	2	6.3	0	0.0
介護支援専門員	1	3.1	1	3.0
地域包括支援センター職員	1	3.1	0	0.0
警察	1	3.1	1	3.0
その他	2	6.3	2	6.1
不明	1	3.1	0	0.0
合計	32	100.0	33	100.0

（注）1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上

（3） 事実確認調査対象件数

（表３）　（件）

令和５年度（以前を含む）相談・通報受理、令和６年度事実確認調査件数	令和６年度相談・通報件数（事実確認調査対象）	令和６年度事実確認調査対象件数
3	28	計31

（4） 市町村・都道府県による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は７件で、被虐待高齢者の実人数は１１人であった。

（表４）　（件）

虐待の事実が認められた事例	7
虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例	24
合計	31

（5） 虐待の状況

ア 虐待の種別

（表５）　（件）

	令和５年度	令和６年度
身体的虐待	15	4
介護等放棄	0	1
心理的虐待	9	7
性的虐待	2	1
経済的虐待	0	0
合計	26	13

（注）被虐待高齢者の総数11人に対する集計。（表9～11も同様）。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数11人と一致しない。

イ サービス種別

（表６）　（件）

	令和５年度	令和６年度
特別養護老人ホーム	2	5
介護老人保健施設	1	1
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0
認知症対応型共同生活介護	4	0
住宅型有料老人ホーム	3	0
介護付き有料老人ホーム	0	0
小規模多機能型居宅介護等	0	0
軽費老人ホーム・養護老人ホーム	0	0
短期入所施設	0	0
訪問介護等	0	0
通所介護等	0	1
居宅介護支援等	0	0
合計	10	7

ウ　虐待を行った従事者の職種

（表７）　（人）

	令和５年度	令和６年度
介護職	7	6
看護職	0	1
管理職	1	0
施設長	0	0
経営者・開設者	0	0
その他	0	1
合計	8	8

エ　市町村・都道府県による指導等に基づく当該施設等における改善措置

（表８）　（件）

	令和５年度	令和６年度
施設等からの改善計画の提出	6	6
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	3	2
その他	1	1

（６）　被虐待高齢者の状況について

（表９）性別

		男	女	合計
令和５年度	人	5	16	21
	%	23.8	76.2	100.0
令和６年度	人	2	9	11
	%	18.2	81.8	100.0

（表１０）年齢

	65 歳未満 障害者	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	合計
人	0	0	0	3	0	2	3	3	0	11
%	0.0	0.0	0.0	27.3	0	18.2	27.3	27.3	0.0	100.0

（表１１）要介護状態の区分

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	不明	合計
人	0	0	1	0	2	6	1	1	11
%	0	0	9.1	0	18.2	54.5	9.1	9.1	100.0

２　養護者による高齢者虐待についての対応状況等

（１）　相談・通報件数

県内３５市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は１１４３件であった。

(表１２)　(件)

令和５年度	令和６年度	増減（%）
1022	1143	＋121（＋11.8%）

（２）　相談・通報者

「警察」が４４．７%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が１９．４%となっている。

(表１３)（複数回答）

	令和５年度		令和６年度	
	人	%	人	%
介護支援専門員（ケアマネジャー）	207	17.7	252	19.4
介護保険事業所職員	60	5.1	65	5.0
医療機関従事者	32	2.7	31	2.4
近隣住民・知人	36	3.1	45	3.5
民生委員	25	2.1	24	1.8
被虐待者本人	81	6.9	92	7.1
家族・親族	75	6.4	88	6.8
虐待者自身	10	0.9	20	1.5
当該市町村行政職員	53	4.5	42	3.2
警察	506	43.4	581	44.7
その他	79	6.8	58	4.5
不明（匿名を含む）	3	0.3	2	0.2
合計	1,167	100.0	1,300	100.0

（注）1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上

（３）　事実確認調査対象件数

(表１４)　(件)

令和５年度（以前を含む）相談・通報受理、令和６年度事実確認調査件数	令和６年度相談・通報件数（事実確認調査対象）	令和６年度事実確認調査対象件数
17	1057	計1074

（４）　市町村による虐待事実の確認調査結果

市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は５０６件で、被虐待者実人数は５２６人であった。

（表１５）　　（件）

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	506
虐待ではないと判断した事例	455
虐待の判断に至らなかった事例	113
合計	1074

（5）　虐待の種別・類型

被虐待者実人数５２６人に対する割合は、「身体的虐待」が６６．０％と最も多く、次いで「心理的虐待」が４３．５％となっている。

（表１６）（複数回答）

	種別	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的
令和５年度	件数	329	62	197	1	78
	割合（%）	65.9	12.4	39.5	0.2	15.6
令和６年度	件数	347	71	229	1	76
	割合（%）	66.0	13.5	43.5	0.2	14.4

（注1）1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

（注2）割合は、被虐待高齢者の実数526人に対するものであるため、合計は100%にならない。

（6）　被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は５０６件であるが、１件の事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、被虐待高齢者の実数は５２６人となっている。以下では、実数５２６人について分類している。

ア　被虐待者の性別及び年齢

性別では、「男性」が２７．２%，「女性」が７２．８%となっている。

年齢階級別では「８５～８９歳」が２２．１%と最も多く、ついで「８０～８４歳」が２１．７%となっている。

（表１７）性別

		男	女	合計
令和５年度	人	127	372	499
	%	25.5	74.5	100.0
令和６年度	人	143	383	526
	%	27.2	72.8	100.0

（表１８）年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人	41	95	82	114	116	76	2	526
%	7.8	18.1	15.6	21.7	22.1	14.4	0.4	100.0

イ　虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が４１．５%と最も多く、次いで「夫」が２２．０%、「娘」が１６．０%の順となっている。

（表１９）

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者（嫁）	娘の配偶者（婿）	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
令和５年度	人	117	33	208	79	17	6	16	26	19	0	521
	%	22.5	6.3	39.9	15.2	3.3	1.2	3.1	5.0	3.6	0.0	100.0
令和６年度	人	121	22	228	88	24	7	12	34	14	0	550
	%	22.0	4.0	41.5	16.0	4.4	1.3	2.2	6.2	2.5	0.0	100.0

（注1）1つの虐待事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数506件に対し、虐待者実数550人となっている。

（注2）その他は「内縁の者」「甥姪」などが挙げられる。

（7） 虐待への対応策について

ア 市町村による分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が２０．７%となっている。

（表２０）

	人数	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	144	20.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	400	57.6
現在対応について検討・調整中の事例	9	1.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居，入院，入所等）	105	15.1
その他	36	5.2
合計	694	100.0

（注）虐待への対応には、令和5年度以前の虐待判断事例のうち、令和6年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は令和6年度の虐待判断事例における被虐待者526人と一致しない。

イ 市町村が分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

「契約による介護保険サービスの利用」が４０．３%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が１８．８%となっている。

（表２１）

	人数	%
契約による介護保険サービスの利用	58	40.3
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	12	8.3
緊急一時保護	11	7.6
医療機関への一時入院	27	18.8
上記以外の住まい・施設等の利用	15	10.4
虐待者を高齢者から分離（転居等）	12	8.3
その他	9	6.3
合計	144	100.0

（注）「上記以外の住まい・施設等」とは、親族宅や民間アパートなどである。

ウ　市町村が分離をしていない場合の対応内容

分離をしていない事例における被虐待者数４００人に対する対応内容の割合は、「養護者に対する助言・指導」が４８．０％と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が３７．８％となっている。

（表２２）（複数回答）

	人	%
養護者に対する助言・指導	192	48.0
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	7	1.8
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	25	6.3
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	103	25.8
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	16	4.0
その他	58	14.5
経過観察（見守り）	151	37.8

（注1）1つの事例に対し複数の対応内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

（注2）割合は、被虐待高齢者の実数526人に対するものであるため、合計は100%にならない。

【参考】

1　高齢者虐待防止に関する県の主な取組

・介護サービス事業者に対する集団指導での制度改正（高齢者虐待防止の取組の義務化含む）の周知、運営指導等での高齢者虐待防止の取組を含む運営体制の確認・指導・助言等
・養介護施設等の施設長、主任クラスの職員及び新任職員を対象とする、虐待防止や権利擁護に関する研修会の開催
・県民等を対象とする、高齢者の権利擁護をテーマにしたパンフレット等の作成
・市町村や地域包括支援センターからの相談に対応するための、高齢者虐待対策に関する相談窓口の設置

2　高齢者虐待防止法のスキーム

